

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市いじめ問題調査委員会及び那覇市いじめ問題専門委員会の委員長及び
委員に支給する日額及び時給による報酬の区分及び額を定めるため、この案を
提出する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別		報酬	費用弁償
[略]			
介護認定審査会及び障害者介護給付費等審査会	[略]	[略]	
法律又は条例により委員会等の委員等に委嘱された者及びこれに準ずるものとして特に市長が認める特別職の職員	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別		報酬		費用弁償
[略]				
介護認定審査会及び障害者介護給付費等審査会	[略]			[略]
那覇市いじめ問題調査委員会	委員長	日額	17,000円	
		時給	聴き取りその他の方法により得られた情報を整理した資料及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。)第30条第2項の規定による調査の結果の	

			報告に関する書面の作成 11,000円
	委員	日額	15,000円
		時給	聴き取りその他の方法により得られた情報を整理した資料及びいじめ防止法第30条第2項の規定による調査の結果の報告に関する書面の作成 11,000円
那覇市いじめ問題専門委員会	委員長	日額	17,000円
		時給	聴き取りその他の方法(いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために行うものに限る。以下同じ。)により得られた情報を整理した資料及び同項に規定する調査の結果の報告に関する書面の作成 11,000円
	委員	日額	15,000円
		時給	聴き取りその他の方法により得られた情報を整理した資料及びいじめ防止法第28条第1項に規定する調査の結果の報告に関する書面の作成 11,000円
法律又は条例により委員会等の委員等に委嘱された者及びこれに準ずるものとして特に市長が認める特別職の職員	[略]		
[略]			

備考 那覇市いじめ問題調査委員会又は那覇市いじめ問題専門委員会の委員長又は委員の報酬に係る第5条の時間数は、その月における時間数の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。